



向暑の候、皆様益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

今回の知っトク建設業ニュースは『技術者の現場配置について』です。

主任技術者や監理技術者の要件や現場専任制に焦点を当てて解説していきます！

日々の業務にも役立てていただければ幸いです。是非、最後までご確認ください。

○主任技術者と監理技術者

建設工事現場には、一定の資格・経験を有する技術者を配置する必要があります。

まずは、どんな現場にどんな技術者を配置すべきかを確認していきましょう👍

	監理技術者	主任技術者
必要な建設業許可	特定建設業許可	一般建設業許可
元請 or 下請	元請工事 下請金額の合計が 5,000 万円以上 (建築一式工事は 8,000 万円)	元請工事・下請工事 ←以外の工事
配置技術者の資格	一級の国家資格者等、大臣特別認定者 実務経験+指導監督の実務経験者 ※実務経験は指定建設業を除く	二級以上の国家資格者等 実務経験者
雇用関係	直接的かつ恒常的な雇用関係であることが必要 (在籍出向者等の配置は基本的には NG) ※例外：企業集団制度	

監理技術者の配置を要するような「多額の下請契約が必要な大規模な元請工事」を行う事業者は「特定建設業許可」や「監理技術者の配置」が必要になります。

受注金額が多額でも、その工事のほとんどを自社で施工するような場合は「一般建設業許可」や「主任技術者の配置」で差し支えありません。



○技術者の現場専任を要する工事

- ・「公共性のある施設や工作物」、または「多数の者が利用する施設や工作物」の建設工事
- ・工事1件の請負金額が 4,500 万円（建築一式工事は 9,000 万円）以上
- 2つの条件を満たす工事は**監理技術者（主任技術者）の現場専任が必要です。**
- 公共工事だけでなく、民間工事も対象です。個人住宅を除く、多くの工事が対象となります。
- 下請工事であっても主任技術者の現場専任が必要です。

専任とは…勤務中、常時継続的にその工事現場に係る職務にのみ従事すること。

必ずしも工事現場への常駐は求められるものではありません。

○現場専任の技術者が現場を兼任できる特例

① 密接な関係のある工事かつ近接した場所（現場間の距離が 10 km程度）の兼務 ※主任技術者のみ

↑ 一体性もしくは連続性が求められる工事、又は施工にあたって相互に調整を要する工事

相互に調整…資材を一括で調整している工事、同一の下請け業者で施工している工事 など

② 連絡員・ICT 措置を利用した 2 現場の兼務 ※専任特例 1 号

令和 6 年 12 月から適用されている特例。詳しくは令和 7 年 1 月 21 日の知っトク建設業ニュースで！

③ 専任の監理技術者補佐を設置した 2 現場の兼務 ※監理技術者のみ ※専任特例 2 号

↑ 監理技術者補佐…監理技術者と同等の資格、又は 1 級施工管理技士補（1 次検定合格者）

監理技術者（特例監理技術者）は引き続き、施工計画の作成、工程・品質・技術管理を担います。

② 専任特例 1 号と③ 専任特例 2 号は併用することが出来ません。

ご不明点がございましたら
お気軽にご連絡下さい。

行政書士 こうべ元町事務所

行政書士 光森 司

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通 4 丁目 3 番 8 号

TEL : (078) 332-3911 FAX : (078) 332-3914

E-mail : kobe-m.office@x3.gmob.jp